第７章　苫小牧港港湾 BCP の運用

7. 苫小牧港港湾 BCP の運用

7.1 苫小牧港港湾 BCP 策定後の運用

港湾 BCP は、策定することがゴールではない。防災訓練の実施等によって計画内容の問題点が明らかとなった場合や、組織の改変や背後圏の動向等環境変化、港湾施設の整備進捗等に対応する必要が生じた場合など、必要に応じて見直しを重ね、港湾 BCP の質を向上させていくためのスタートとなる。

そのためには、後述する PDCA サイクル手法に基づいた運用を行っていくことが求められ、計画などを通じて各関係者が平時から協働した取組を継続して行うことで、互いに理解を深める機会ともなる。

また大規模災害時には、他港湾との連携を図っていく必要があり、他港湾の BCP が策定・改定され次第、本 BCP にも反映し、連携をより強化していく必要がある。

7.2 PDCA サイクル

BCP をより実効性のあるものにするためには、策定した本 BCP に基づく研修や訓練等を実施し、その評価や検証を行い、課題や問題点を抽出し、それを踏まえた BCP の改善を行うという、一連の流れを継続的に繰り返す PDCA サイクル（図 7-1）が重要である。

また、BCP を策定・改定する作業で得た経験こそが重要であることから、BCP 策定後は、PDCA サイクルにより、組織の事業継続能力を継続的に維持、改善するためのプロセスである、事業継続マネジメント（Business Continuity Management：BCM）が重要になる。

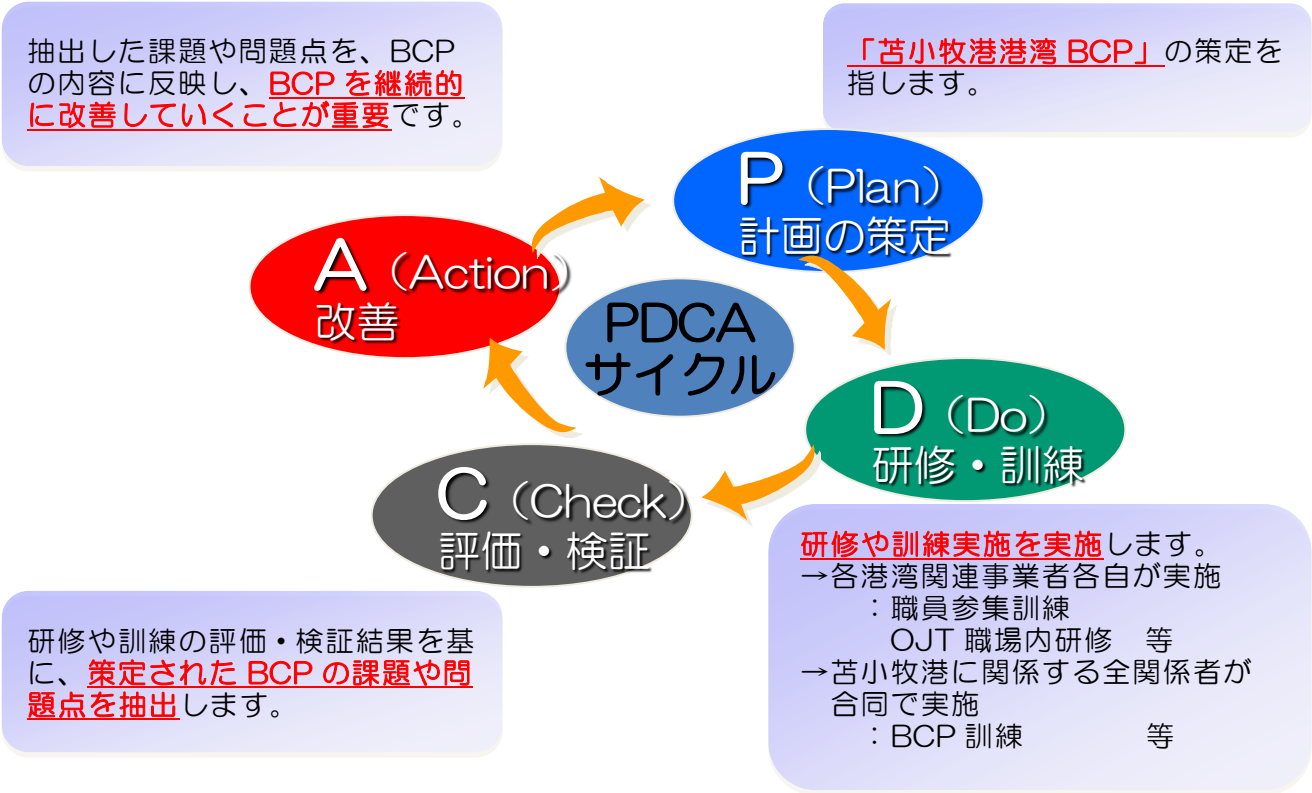

図 7-1　PDCA サイクル

7.3 訓練

本ＢＣＰ策定後は、BCPの実効性の向上や、関係者の意識向上のために表７－１に示すような訓練等を実施していくことが必要である。

また、大規模災害発生後、港湾物流機能の継続を円滑かつ確実に実施していくためには、平常時からの関係者間の連携が不可欠である。

こうした活動は、苫小牧港港湾 BCP 協議会において実施する予定である。

表 7-1　訓練一覧表

	訓練名	訓　練　概　要	
1	机上訓練(DIG)	策定した BCP の手順に従って、議論形式でメンバーごとの役割を確認し、実際に活動できるかどうかを検討するもの	
2	非常参集訓練	大規模災害発生後の初動体制を確認するため、関係者がそれぞれの事務所等へ徒歩で参集するもの	
3	情報伝達訓練	大規模災害発生後、速やかに関係者に連絡が行き渡るかどうかを確認するもの	
4	RPG による訓練	災害時の特定の状況下で予想される状況等を記述したシナリオ（状況付与票による）を、進行管理者から訓練参加者へ付与し、それに対し訓練参加者が行うべき意思決定・行動を回答する（連絡票等による）ことにより訓練を進行させるもの	
5	定期的な意見交換	定期的な会議、あるいは教育・訓練の実施時に、関係者における災害対策・連携方策等に関する意見交換を行い、ＢＣＰを見直しするもの	

7.4 協議会組織

苫小牧港港湾 BCP 協議会規約を次頁に、協議会委員名簿を表７－２に示す。

苫小牧港港湾 BCP 協議会　規約

（名称）

第１条　本協議会は、「苫小牧港港湾 BCP 協議会」（以下「本協議会」という）と称する。

（目的）

第２条　本協議会は、地震・津波等による大規模な災害が発生した場合に、港湾施設の被災によって港湾機能が低下することによる地域への影響を最小限とすべく、苫小牧港を利用する関係各機関等が相互に連携を図り、港湾機能の維持及び早期復旧を図ることを目的とする。

（業務）

第３条　本協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（1）「苫小牧港港湾 BCP」の内容改善等に関すること

（2）事前対策の進捗に関すること

（3）訓練に関すること

（4）その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

（構成・組織）

第４条　本協議会の委員は、別紙に掲げる苫小牧港に関連する行政機関、苫小牧港を利用する民間企業、民間団体等で構成する。ただし、必要に応じて、新たな関係機関、団体等から会員を追加することができる。

２　本協議会には、会員の中から会長１名、副会長２名をおく。

（1）会長は本協議会を代表し、会務を統括する。

（2）会長は、苫小牧港管理組合専任副管理者を充てる。

（3）副会長は、会長が指名するものとする。

（4）副会長は会長を補佐し、会長が何らかの事由で欠ける場合には、その職務を代行する。

３　本協議会には、会長が認めた際、必要に応じて部会等を設けることができる。

（会議の開催）

第５条　本協議会は、会長が必要に応じて招集することができる。また、会長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

２　会員は、代理の出席を認める。

３　本協議会は原則公開とする。ただし、会長の判断により、非公開で開催することもできる。

（アドバイザー）

第６条　本協議会には、アドバイザーを置き、目的達成に向けた助言等を得る。

（顧問）

第７条　本協議会には、顧問を置き、目的達成に向けた助言等を得る。また、必要に応じて協議会に出席を求めることができる。

（事務局）

第８条　事務局は、苫小牧港管理組合総務部港湾振興室港湾振興課に置き、本協議会の庶務を行う。

（規約の改正）

第９条　この規約は、必要に応じて改正でき、会員の承認を持って適用される。

（その他）

第 10 条　この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、本協議会で協議の上、これを定める。

附　　則　この規約は、平成 27 年４月１日より適用する。

表 7-2　苫小牧港港湾 BCP 協議会委員名簿

【委員】

所　　属	役　職	氏　名	備　考
北海道港運協会苫小牧支部	支部長	鈴木　信一	
苫小牧港二水会	会長	高津　奉宏	
苫小牧港エージェント会	会長	小紫　　聡	
苫小牧地区倉庫協会	会長	長岡　久人	
道央船主協会	会長	目代　　晃	
苫小牧フェリー協議会	幹事	五十嵐　伸貴	
苫小牧水先区水先人会	会長	鈴木　良八	
協同組合苫小牧タグセンター	理事長	山口　英彦	
苫小牧港外貿コンテナ事業協同組合	専務理事	髙橋　清志	
苫小牧漁業協同組合	専務理事	長山　和雄	
一般社団法人苫小牧建設協会	会長	宮﨑　英樹	
北海道開発局室蘭開発建設部築港課	課長	斉藤　敦志	
北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧港湾事務所	所長	盛田　泰寛	
北海道運輸局室蘭運輸支局苫小牧海事事務所	所長	木村　　忍	
苫小牧海上保安署	署長	村松　一昭	
函館税関苫小牧税関支署	支署長	土屋　孝文	
横浜植物防疫所札幌支所室蘭･苫小牧出張所	所長	加土井　仁	
札幌入国管理局千歳苫小牧出張所	所長	菅原　秀一	
苫小牧市産業経済部	部長	福原　　功	
苫小牧市市民生活部危機管理室	室長	石垣　信治	
厚真町	総務課長	小松　豊直	
苫小牧埠頭株式会社	取締役総務部長	菅原　修孝	
株式会社苫東	代表取締役社長	成田　一憲	
苫小牧港開発株式会社	代表取締役社長	石森　　亮	
苫小牧港管理組合	専任副管理者	柏葉　導徳	会長

【アドバイザー】

北海道開発局港湾空港部港湾計画課	港湾企画官	早川　哲也	

【顧問】

北海道大学大学院工学研究院	教授	田村　亨	
北海道大学大学院工学研究院	准教授	岸　邦宏	

【事務局】

苫小牧港管理組合総務部港湾振興室港湾振興課

順不同･敬称略

7.5今後取り組むべき項目

今回、関係者間で本 BCP を合意のうえ策定したが、先に述べたように、計画を形骸化させず、常にブラッシュアップしながら実効性の向上を図る必要がある。

そのため、今後、本 BCP として取り組むべき項目を表 7-3に示す。

表 7-3　苫小牧港港湾 BCP の今後取り組むべき項目

項　　目	詳　　細
新たな情報連絡手段の検討	災害時は、インフラ遮断により連絡手段が途絶するおそれがある。本 BCP では複数の連絡手段に優先順位を付けたうえで、連絡手段の候補としているが、災害に強い連絡手段の確立、関係者間での統一的な連絡手段の導入、連絡手段の冗長化などを図る。
港湾 BCP の周知	港湾 BCP の内容について、港湾関係者以外の港湾周辺の企業などに、広く周知する。

なお、ここに挙げた項目以外でも、今後、BCP を運用する中で、新たに検討を要する項目がある時は、随時、取り組むこととする。